

令和7年度第1回総合教育会議議事録

日 時	令和7年5月30日（金） 午後2時00分～午後3時45分	
場 所	秦野市役所教育庁舎3階会議室	
出席委員	秦野市長 高橋 昌和 教育長職務代理者 内田 晴久 委 員 小泉 裕子	教育長 佐藤 直樹 委 員 牛田 洋史 委 員 大屋 崇
欠席委員	なし	
委員以外 の出席者	教 育 部 長 五味田 直史 文化スポーツ部長 宇佐美 高明 教育総務課長 三川 辰徳 学校整備推進担当課長 内田 和裕 学校教育課長 坂口 憲 学校給食担当課長 齋藤 佳織 教 職 員 課 長 進藤 大輔	教育指導課長 播磨 幸絵 教育研究所長 市川 潤一 生涯学習課長 水島 一葉 図 書 館 長 山本 正則 教育総務課課長代理 高田 暁 教育総務課主査 廣田 達也
傍聴者	名	

教育部長

【開会】

定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第1回総合教育会議を開催いたします。

それでは、お手元にお配りしてございます会議次第に沿って進めてまいります。まず、開会に当たりまして、高橋市長より御挨拶をお願いいたします。

高橋市長

【挨拶】

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、「総合教育会議」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、教育委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の教育行政につきまして、御尽力いただいておりますことをこの場をお借りしまして、心から感謝を申し上げます。

近年の子どもたちを取り巻く環境は、急速に進展するデジタル化をはじめ、年々増加する不登校への対策や特別な支援が必要な児童生徒への配慮など、それぞれが抱える課題が、多様化・複雑化しております。

一方、教職員においては、子どもたちの人格の形成と未来を切

り開く人材を育成する極めて複雑、困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度な専門職である職務の重要性から、国において所要の処遇改善策が講じられています。

また、人生100年時代に突入し、「生涯学び続けること」が、子どもたちが幸せに生きられるかどうかが大変重要であり、質の高い教育を通じて、誰もが活躍できるウェルビーイングが高い社会の実現を目指していくことが必要となっています。

本市におきましても「教育水準の改善・向上」を重点施策に掲げ、次代を担う「はだのっ子」のために、地域社会全体で、子どもたちの健全な育成、確かな学力の向上に向けて、積小為大の精神で粘り強く実施していきたいと考えています。

さて、本日の会議では、「秦野市教育大綱（素案）について」と昨年度に引き続き「みらいの学び舎づくりについて（その3）」を、議題とさせていただきます。

まず、「秦野市教育大綱（素案）について」は、現行の教育大綱の対象とする期間が、令和3年度から令和7年度までの5年間となっており、今年度が最終年度となります。

次期教育大綱策定に当たり、本日の第1回及び10月下旬頃に予定している第2回総合教育会議で御協議いただき、策定に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、「みらいの学び舎づくりについて」は、昨年度から本格的に本委員会や教育委員会会議などで御協議いただいております。今回は、前回の総合教育会議以降の取組の報告や今後の取組予定などをお示しし、議論を深めていきたいと考えておりますので、委員の皆様から、是非とも、様々な視点で忌憚のない御意見をいただければと思います。

本日はよろしくお願ひいたします。

教育部長

ありがとうございました。

ここから議題に入りますが、進行につきましては、秦野市総合教育会議運営要綱第2条第2項の規定により、市長が行うこととされており、高橋市長にお願いしたいと思ひます。

高橋市長

【議題（1）ア 秦野市教育大綱（素案）について】

それでは、次第に従い進めてまいります。

はじめに、協議事項のア「秦野市教育大綱（素案）について」を議題といたします。

まずは、教育大綱（素案）について、担当課から説明をお願い

教育総務課長

します。

それでは、まず、資料1を用いて、教育大綱の位置付けなどについて、御説明いたします。

項番1の教育大綱の策定については、上から3行目ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により、首長に策定が義務付けられております。

項番2の教育振興基本計画との整合については、最初の3行の部分ですが、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や政策の根本となる方針の部分が大綱に位置付けることができるとされており、つまり、教育振興基本計画の骨格となる基本方針の部分が大綱と合わせる事が通常であります。従いまして、下から4行目の部分ですが、現在、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とした、次期計画の策定を進めておりますので、整合を図ってまいります。

項番3の対象期間の部分については、2ページ目の先頭にありますように、これまでと同様に5年間といたします。

項番4の法的な位置付けにつきましては、表のとおりでございます。

項番5の策定スケジュールについては、本日以降、8月の学習会、10月の勉強会を挟みまして、10月下旬の第2回総合教育会議において、内容を決定したいと考えております。

次に資料2を御覧ください。左側が現教育大綱で、右側が次期教育大綱の素案となります。内容としては、右側の下線表記の部分を変更したいと考えておりまして、2の(1)、(2)、3の(1)、(2)、(5)の以上5項目が該当いたしますが、具体的には、資料3を用いて御説明いたします。

それでは、資料3の素案を御用意ください。

まず、1ページをお開きください。この素案の見方ですが、下線表記の部分は、すべて現行の表記から変更した箇所となります。

1ページの項番の4、教育目標の継承については、本市の教育目標は、平成21年に定められており、秦野市民憲章の理念が盛り込まれたものとなっております。

近年では、感染症の拡大、少子化や人口減少など、様々な課題があり、教育のあり方も大きな変化が生じております。

しかしながら、このようなVUCAの時代と言われる中でも、教育目標は普遍的なものとして捉え、引き継ぎたいと考えております。

一方で、教育における不易と流行も見極めながら、教育行政の推進に取り組んでいきたいと思えます。

次に3ページの第2章、目指す教育の姿の項番1、「乳幼児期から義務教育段階終了までの一貫した教育活動の推進」についてです。こちらは、現行の「園小中一貫教育を通した子どもの育成」という表記を更新しております。

主な要旨については、3ページの下から6行目からのブロックですが、「今後は、これまで10年以上にわたり推進してきた本市特有の園小中一貫教育を新たに「はだのメソッド」として定義し、さらにその先のステージへと進展させます。具体的には、公私園種を問わない園小の接続・連携強化と義務教育学校の設置を見据えた更なる小中一貫教育を推進することにより、ウェルビーイングが高い共生社会の創造に向け、生きる力を育てていきます。」という箇所になります。

次に4ページ目の項番2、「誰もが輝く、生涯学習社会構築の推進」についてです。こちらも、現行の「知の循環型社会の構築の推進」という表記を更新しております。

主な要旨については、一番下のブロックですが、「本市では、上段に記載した国の議論を取り入れ、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるような地域社会を維持、発展させていくため、地域や家庭で共に学び支え合うことを通じ、目指す都市像にも掲げた、誰もが輝く暮らしよい都市（まち）の生涯学習社会構築を推進します。」という箇所になります。

次に、5ページの第3章、5つの方針の基本方針1についてであります。こちらは、下線部分について、現行の「持続可能な社会を創り出す力を育みます。」という表記から、「子どもたちの生きる力を育みます。」に変更しております。

主な要旨については、最初の2行の部分と最後の2行になりますが、「目まぐるしく変化する予測困難な社会を生き抜くため、子どもの『今』を主眼に置き」から、「これまで推進してきた、『はだのメソッドによる一貫教育の推進』により、教育水準の改善・向上を図るとともに、子どもたちの『生きる力』を育みます」という箇所になります。

次に基本方針2についてであります。こちらは、下線部分について、現行の「地域とともにある学校」という表記から「ふるさと秦野への誇りと愛着を育む学び舎」に変更しております。

主な要旨については、解説の下線表記になりますが、「教育を通じて、子どもだけでなく、地域や社会が幸せや豊かさを感じら

れるものとなるため、秦野プライドの醸成を高め、ふるさと秦野への誇りと愛着を育む学び舎づくりを推進します。」という箇所になります。

最後に、6ページの基本方針5についてであります。こちらは、下線部分について、現行の「歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます。」という表記から「歴史的、文化的な資源を生かし、市民一人ひとりの郷土に親しむ心を育みます。」に変更しております。

主な要旨については、最初の3行と一番下の行ですが、「郷土の歴史的文化遺産や伝統文化を後世に引き継ぎ、本市の魅力として効果的に発信するため、地域に所在する歴史文化資源の適正な管理と保存・活用を図り、これまで以上に幅広い事業を展開し、市民一人ひとりの郷土に親しむ心を育みます。」という箇所になります。

説明は以上となります。

高橋市長

ただ今、担当課から説明がありましたが、教育大綱（素案）について、「教育目標」「目指す教育の姿」「基本方針」そして最後に全体を通して、皆様方に御協議いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、まず「教育目標」の内容についてですが、担当課からは、教育目標は次期教育大綱においても継承していくとのことでしたが、その点についていかがでしょうか。

大屋委員

教育目標を前回改訂した平成21年から15年が経過しており、素案ではこの教育目標を「時代を超えて変わらない価値のあるもの」として捉えています。

「不易」と「流行」という表現もされていますが、これは大変重要であると思っています。

そのような中において、現在、とても重要視されているというか、広く受け入れられやすいのは、「個性を大事にする」という観点ではないかと思っています。

そこで、教育目標の観点にそういった要素を入れ込んでおいたほうが良いのではないかと思います。

高橋市長

ありがとうございました。

他にいかがですか。

小泉委員

今の大屋委員のお話を聞いて、私も個性というのはとても大事な言葉だなと改めて感じました。教育に関わる全ての方が、同じ子どもは一人としておらず、一人ひとりがみんな違うという観点でなければならないと思います。子どもによって文章や図、音など、認知特性によって学びやすさが変わってくると思います。

内田委員

先ほど大屋委員がおっしゃっていた「個性を大事にする」という言葉ですけれども、これは裏を返せば多様性への対応、多様な価値観を認めていくということになるかと思いました。私は、これからのグローバル社会化する時代において、人の価値観などは大変重要になってくると思っています。教育目標の継承理由のところにはVUCAという言葉も出てきていますので、表記方法を整理して、教育目標に加えていっても良いのではないかと思います。

牛田委員

私からもこれに一言触れさせていただきたいと思います。

今、各委員から個性とか多様性等を大事にしていきたいというお話がありました。それぞれの皆さんのお話を聞いていて、私も改めてそのように感じたところです。

世界に目を転じてみると、対立とか分断が横行し、そしてその勢いが増していく中で、やはり個性とか多様性というものについては大事にしていかななくてはいけない。そして、その考え方が、今話題になっているインクルーシブであるとか、ダイバーシティとか、そういったところにもつながってくると思うのですね。

ですので、そんなことを考えていくと、やはり教育の世界においても、個性は重要であり、そこにつながっていくインクルーシブ、ダイバーシティといったものを含めて考えていきますと、教育の世界の中で果たすべき役割は大きいのではないかと思います。

教育部長

御意見ありがとうございます。

社会が急速に変化し、将来の予測が難しくなっていく状況において、柔軟に対応できる人材を育成するためには、個性を大切にされた教育の重要性を感じております。引き続き、児童生徒一人ひとりの特性に合わせた個別最適な学びを推進するため、教育目標の継承をベースに考えていきたいと考えております。

なお、表記や解説につきましては、委員の皆様様の御意見を踏まえまして検討させていただければと思います。

本日は、素案として資料を提出させていただいておりますけれども、先ほど教育総務課長から説明させていただいたとおり、大綱の決定は、第2回総合教育会議でさせていただきたいと考えております。皆様からの意見を反映させていただき、次回の総合教育会議で教育大綱原案をお示しさせていただければと思っております。

高橋市長

事務局ではそのように考えているということでございますので、よろしいでしょうか。

(全員了承)

高橋市長

ありがとうございます。

それでは次に、「目指す教育の姿」についてでございますが、担当課からは、資料2「秦野市教育大綱新旧体系図」のように、現行の(1)園小中一貫教育を通した子どもの育成、(2)「知の循環型社会」の構築の推進の両方を見直す案となっております。

資料3の素案では3ページから4ページに当たりますが、これについてはいかがでございましょうか。

内田委員

感想のようになってしまいますけれども、現行の1つ目、園小中一貫教育のところ、「園小中」という表現になっていますが、就園前の子どもたちも表現できると良いかと思っておりました。教育は、それこそゼロ歳から始まると思っておりますので、見直された案でそこがしっかり入っていることが分かります。

また、これまでの義務教育学校に向けた取組についても触れたほうが良いと考えていましたけれども、3ページにあります解説文章にそれが明示されていきましたので、この素案の内容で良いかと感じているところです。

大屋委員

現行の目指す教育の姿というところでは、小中のイメージが湧きやすかったのですが、園小中というものが少々見えづらかった印象がございまして。その連続性が見えてこなかったため、その連続性を保っていくことを示す形が良いのではと考えていましたので、次期大綱の表記としては、分かりやすくなったと感じております。

佐藤教育長

今、内田委員、大屋委員に御意見をいただきましたが、それと

関連することですけれども、実は「一貫教育」という言葉が始まったのが平成23年当時ということで、先進的な取組として始まったのですが、国でしっかり定義づけがなされていませんでした。ただ、本市では、公立幼稚園の就園率が当時は8割近くでしたので、秦野市独自のスタイルとして、幼稚園も加えた幼小中一貫教育という取組を推進してきたという経緯があります。

その後、平成28年に学校教育法の改正がありまして、一貫教育について改めて定義づけがなされています。その中では、今、我々がモデルで研究している義務教育学校という制度もしっかり位置付けされています。

お二人の委員からいただいたように、一貫教育自体は、小中の教育課程として定義づけられているというのが国の考え方でございますので、園を加えた一貫教育というのは誤解を招きやすいという御指摘もいただきましたので、今回このような形で見直しをさせていただいております。

牛田委員

私は、この素案を拝見させていただいて、それぞれの項目が、適切に修正がかけられているなと感じました。特に、「乳幼児期から義務教育段階終了まで」という括り、この一貫した教育環境といった表現は、市の教育方針として伝わってきますので、大変良い表現であるという印象を持ちました。

小泉委員

私も、この「乳幼児期から義務教育段階終了まで」という表現は、分かりやすくなったと感じました。また、目指す教育の姿の2つ目ですけれども、現行の「知の循環型社会」という表現は、どこかイメージが自分の頭の中で結びつかないところがあったのですが、教育大綱改定に当たっては、表現を分かりやすく、イメージがしやすい内容が良いと思っていましたので、素案にある「生涯学習社会」は、分かりやすくなったのではと思います。

牛田委員

現行は「知の循環型社会」から「生涯学習社会」ということで更新されていますが、「生涯学習社会」というのは、先ほど、小泉委員がおっしゃったとおり、表現としてはとても分かりやすい言葉だと思います。

ただ、これは意味合いが非常に広いので、他に良い表現があればと私も考えてみたのですが、やはりこの「生涯学習社会」という言葉は、もう既に一般化した言葉になっており、これをさらにかみ砕いて別の表現に変更する必要性はないかなという感想を持

ちました。

高橋市長

その他、目指す教育の姿に対しての御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(特になし)

高橋市長

それでは、特になさうでございませうので、次に移りたいと思ひませう。

それでは、素案の基本方針の(1)から(5)までについて、御意見などがあればお願ひしたいと思ひませう。

内田委員

基本方針の(1)の「子どもたちの『生きる力』を育みませう」ですけれども、今、子どもたちを取り巻く環境は、デジタル化が急速に進んできておりませうして、SNSの影響も大変大きくなっていると思ひませうのですが、情報化社会の中で、何が大切なものか、何が正しいあるべき姿なのかを考え、子どもたち一人ひとりが判断できるように育てていくことがとても大事なのではないかとと思ひませう。

一方、そういったことをもう少し広く見ませうと、科学技術等が、AIも含めて日々進化していくところがございませう。そういった科学技術との関わりといったところでは、一人ひとりの倫理観をしっかり持たせるところ、倫理観の大切さがますます大事になってくるのではないかとと思ひませう。

次の5年間、またはその先を考えた際に、少なくとも情報化社会が進展していく中で、人として正しい判断力をどう養っていくのが大切かとと思ひませう。人間中心の正しい判断力をどう捉えていくかということ、自分自身が生きていく力とともに、その生きる社会をより正しい方向に持っていく力を育んでいくことにもなるのではないかとと思ひませうしているところではございませう。

小泉委員

内田委員からお話がありましたけれども、1つ目の基本方針では、「情報化社会への対応」ということがキーワードになってくるような気がませう。私も今、情報化に翻弄されているところがあつて、今の子どもたちは、小さいうちからその世界にいますので、良い方向にそこが向かっていくと、より素晴らしい社会になっていくのではと思ひませう。

先ほどの教育目標で話題になりました「不易と流行」のうちの

「流行」の部分に当たるものかと思えますけれども、時代の変化とともに変えていく必要があるものであり、現行にも使われております「新たな学びのスタイル」という部分で、柔軟な対応がなされていくものが表現されていると思えます。私は、基本方針(1)は、この表記で良いのではないかと感じました。

大屋委員

「生きる力」という表現を使っただいておりますが、これを身につけることは大切だと思っております。これからの20年後、30年後を見据えたときに、やはり基本的なことをやっていくしかないとも思います。教育を通じて子どもたちの可能性をどこまで広げられるかの方が重要であり、将来どのようになっているか分からないところもございますので、子どもの今の感性を広げてあげることが重要であると感じました。

牛田委員

現行では「持続可能な社会を創り出す力」という表現があります。このことが私は少し気になっていたのですが、「持続可能な社会を創り出す力」を「個々の生きる力」に言い換えることによって、とても分かりやすくなったなという感想を持ったのですね。この「個々の生きる力」を伸ばすことが、すなわち持続可能な社会を創り出すエネルギーになっていると解釈できるのではないかと感じました。

佐藤教育長

今、小泉委員から「不易と流行」というキーワードをいただきました。また、内田委員、大屋委員からも「生きる力」の重要性ということも御意見をいただきました。各委員の皆様から率直な意見をいただいております。高橋市長も常に「現地・現場主義」ということをよくおっしゃられています。我々は、こうしたことをしっかり受けとめて具現化するために、教育委員会では、昨年、文部科学省の指定を受けまして、「総合教育会議の活性化」というテーマで取組を進めてきました。

実は、令和6年度第1回総合教育会議を傍聴いただきました。現在、早稲田大学に移られた阿内教授にも御助言を受けまして、その一丁目一番地は、牛田委員の御発言にもありましたけれども、とにかく分かりやすく、そして、皆様の意見をしっかり事務局として咀嚼して反映させるよう事務局の皆さんにはお願いしてまいりましたので、そういった姿勢で続けてまいりたいと思っております。

高橋市長

それでは、基本方針(2)についてはいかがでしょうか。

大屋委員

現行にあります「地域とともにある学校づくり」という表現が気になっておりました。

例えば、本市でも取り組んでいる部活動の地域移行につきましては、学校の枠を飛び出していると感じております。子どもたちが学校を飛び出して地域活動に参加していく、地域もそれを受け入れていくという意識の醸成が必要なのではと感じておりましたので、ここにあります「ふるさと秦野への誇りと愛着を育む」という表記になっていますので、これは素晴らしいことだと思っています。

高橋市長

この「ふるさと秦野への誇りと愛着」という部分でございますけれども、小泉委員にも総合計画審議会委員として御協力いただいているところでございますが、新たな総合計画の策定に向けて作業を進めているところでございます。そこでも様々な場面でそのような表現を使っております、「地域とともにある学校づくり」が目的ではなく、最終的には、「ふるさと秦野への誇りと愛着を育む」、このことが重要なのではないかという思いがございます。

文化スポーツ部長

私から、生涯学習あるいは公民館を所管する立場からお話をさせていただければと思います。

令和2年9月に西公民館が西中学校体育館との複合化施設となり、既に5年が経過しているところで、公民館の利用者からは、授業への配慮、あるいは生徒の声など、気になることはなく、特に問題はないという回答をいただいております、中学校からも同様の回答をいただいているところでございます。

公民館まつりでは、西中学校の生徒がボランティアで参加したり、中学校と公民館の間のドアを開放して、中学校体育館で吹奏楽の演奏や美術部の作品が展示されたりしています。

また、毎年夏休みの期間には、西中学校の生徒が公民館図書室で司書の仕事を体験するほか、過去には、はだの歴史博物館が西公民館で「町並みの記憶・渋沢」という写真展を開催し、その期間中には西中学校の生徒が見学に来てくれるなど、交流の輪が広がっています。

学校に様々な機能を集約して地域の拠点にと言われておりますけれども、地域の拠点というよりは、生涯学習を所管する私の立場から見て、地域そのものになっていかなければならないのでは

ないかと感じているところでございます。

また、様々あるコンテンツを一括りにして、新たなコミュニティをつくり出せばよいのではないかと、ということも感じているところではございます。

牛田委員

冒頭、市長が御挨拶の中で触れられていましたが、学校のより良い教育環境をどのように創っていくかということについて、地域社会全体で子どもたちをどのように育てていくか、まさにこのことだろうと私も思っています。学校のより良い環境というものには市民総ぐるみで創っていく、こういう視点が大切かと思っています。

その上で、学校が地域づくりにどういった形で貢献できるかということですが、学校を地域づくりの拠点として、学校が主体的にその役割を果たすということについては、私は少し荷が重過ぎるのではないかと感想を持っているところではございます。

先ほど、西公民館と西中学校体育館との複合化によって生まれた様々な取組や事業が文化スポーツ部長から紹介されました。まずは、こうした地域の人たちと学校との距離を少しでも近づけていく取組の結果として地域と学校が融合されていく、この空気感が生まれた時に初めて、文化スポーツ部長がお話しされた、学校が地域そのものようになってくるのではないかと感じました。

内田委員

今、牛田委員から少し荷が重過ぎるという言葉がありましたけれども、教育は学校だけで行うことではないと思います。逆に、子どもたちが、自分たちも地域づくりに関わっていくというようなイメージも必要ではないかと思っています。地域とは、地域資源であり、特に秦野は自然に恵まれているところだと思います。そういった自然の中での多様な経験も、人づくりという意味ではとても重要な観点だと思っていますので、秦野という地域全体において、人づくりを行っていくようなイメージがあっても良いのではないかと感じているところではございます。学校が、授業の一環としてもっと外へ出ていくというようなことがあっても良いのではないかと感じました。

牛田委員

内田委員から、学校は授業の一環としてもっと外に出ていって良いのではないかとというような御意見がありました。その点で考えますと、私は、「ふるさと科」というのはとても良い視点ではないかと思っています。内田委員がお話しされたこともとても大

切な視点ですので、しっかりと前に進めていっていただきたいと思います。

ただ、一方では、地域に関わることが少し負担だという声も聞こえてはきますので、その点を、学校現場と上手に呼吸を合わせながら取り組んでいただけたら良いのではと思います。

佐藤教育長

今、牛田委員からお話しいただきましたけれども、やはり私も学校にいましたので、地域の皆様にも協力してもらい、家庭にも協力してもらい、新たな学校という組織を「学び舎」として言葉の中で定義付けしています。

先ほど内田委員から、授業の一環で地域に出ていっても良いのではないかという御意見もいただきました。実は、先ほどの総合教育会議の活性化の御助言の中には、市長部局の皆さんとのジョイントというか参加というようなキーワードもいただいております。後ほど御発言いただくと思うのですが、本日は、行政経営課の櫻井課長にも参加いただいております。

また、この後の報告案件になっている報徳サミットでは、文化スポーツ部との連携を行いまして、安居院庄七の出身地である義務教育学校研究モデル校である東小中学校が、この日は休日ですけれども、授業にして、生徒全員で参加することを検討しています。

同じく、義務教育学校研究モデル校となる北中学校では、市の防災訓練が8月下旬、休日に行われるのですが、これも、防災課と連携して学校全体で授業として参加することも予定しています。

大屋委員からは部活動の地域移行のお話をいただきましたが、本当に、教育は学校だけではなく、子どもと向き合う時間を確保するための機能強化を図った新たな組織という意味合いで、先ほど冒頭に言いました「学び舎」という表現で定義付けしているものでございます。

高橋市長

それでは、続いて基本方針（3）と（4）でございますが、これは現行との変更箇所はありませんが、この2つについてはいかがでしょうか。

内田委員

基本方針（3）についてですけれども、学習者と教育者から見た表現となっていて、分かりやすい表現になっているかと思えます。策定を進める中で新たな要素が出てくるようであれば、表現

を検討してみても良いのではないかと思います。

また、基本方針（４）ですけれども、「豊かな」という言葉が出ています。どのようなことをイメージするのかということも、場合によっては解説に入れるなどしても良いかと思った次第です。

小泉委員

私も、基本方針（３）と（４）については、解説の中でタイトルの説明がなされているので、修正がなくても良いかと思いました。

牛田委員

基本方針（３）についてですけれども、とても細かいことですが、「質の高い教育を支える」というこの言葉が少し気になりました。例えば「支える」にかわって「悩みが転回できる」とか、何か他の表現はないかと感じたところです。「支える」だと何か停滞感を感じるのですね。今ある現存のものを支えることという。それを「～が転回できる」あるいは「～を目指す」とすると、常に良い方向に更新されていくような意味合いを私は感じましたので、検討されてみてはどうか、こんな感想を持ちました。

それから、これも細かい点ですが、基本方針（４）ですけれども、助詞の使い方ですが、「市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう」、そして、後段で「生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します」ということで、「が」「が」と助詞が２度続きますので、後段の部分については「学び続けることのできる環境づくりを推進します」というと、何か前段と後段がつながってくるような感触を持ったので、細かいことですが、少し触れさせていただきました。

大屋委員

同じく（３）と（４）につきましては、私はこのままで良いと思っております。

高橋市長

表題や解説について皆様から御意見をいただきましたが、少し内容を担当課で整理して、次回の総合教育会議で検討結果を御協議いただければと思います。

それでは、最後に基本方針（５）についてはいかがでしょうか。

大屋委員

現行に「地域の歴史資源の保存・活用を通じ」という言葉が使われておりますけれども、この「保存・活用」という言葉が少々事務的な表現と感じました。保存することが目的ではなく、あく

までもそれをどのように生かしていくのか、また「継承」とありましたが、市民一人ひとりが郷土に親しむ心を育むことによって、それが継承につながるという意味の表現になっていますので、こちらについては良いかと思っております。

内田委員

現行の文章では、「歴史資源の保存」という言葉が既に使われているのですけれども、歴史文化資源という意味合いがわかったほうが良いと思っていたところもございますので、新しい文章で良いのではと思いました。

小泉委員

全体を通して文章が分かりやすくなってきているなど感じました。説明文の中に「はだのメソッド」とか「秦野プライド」などという言葉が入っていて、この「はだの」という言葉が所々に記載されているのが、現行よりも、ふるさと秦野への愛着とか地元愛みたいなものが感じられる内容になってきたかと感じました。

内田委員

私からも追加で少しコメントさせていただきたいと思います。今回、秦野市教育大綱の素案の内容を確認するに当たり、国の第4次教育振興基本計画あるいは神奈川県のかながわ教育ビジョンの資料を1度、念のため読ませていただきました。

その中で気づいたといいますか、かながわ教育ビジョンでは、家庭教育の問題などについてかなり踏み込んだ表現が含まれているところがあります。そこでは、もちろん家庭教育の大切さが指摘されているわけですが、特に、幼少期における教育は市町村が担っているというところがありますので、かながわ教育ビジョンで示されている内容を少し反映して、秦野における幼少期教育において、もう一步踏み込んだ特色ある教育を言語化していても良いのではと感じている次第であります。

高橋市長

様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日、皆様方からいただいた御意見を踏まえて、次回の総合教育会議で次期教育大綱の原案をお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高橋市長

【議題（1）イ 미래の学び舎づくりについて（その3）】

それでは、次の議題に入らせていただきます。

議題2の「未来の学び舎づくり（その3）」についてでございますが、こちらは昨年度から引き続いているテーマでございます。

学校整備推進担当
課長

して、今回が3回目となります。

前回御協議いただいた時点から本日までの取組と今後の予定について御協議をいただければと思います。これまでの議論を振り返っての視点が多岐にわたりますので、大きくハード面とソフト面に分けて議論を進めていきたいと思っています。

まず、ハード面でございますが、大根中学校区学校整備懇話会における検討状況に焦点を絞って御協議いただきたいと思っています。

まずは、担当課から説明をお願いいたします。

では、私から「みらいの学び舎づくりについて（その3）」について、ハード面の部分から御説明させていただきます。

お手元の資料4及び5に基づいて御説明させていただきます。資料4の2ページ目を御覧ください。

昨年10月31日を皮切りに、月1回のペースで計6回懇話会を開催してきております。議題につきましては、それぞれ表の一番右側の欄になりますが、こちらの議題に基づいて5回の会議と1回の視察を行ってきております。

続いて3ページ目になりますが、懇話会での主な意見といたしまして、大きく3点ございます。（1）学校制度のあり方、（2）新たな学校施設の敷地、（3）望ましい公共施設複合化、の3点につきまして、一定の方向性を示していただきました。

それぞれ表の右側に太字アンダーラインでお示ししておりますけれども、まず、義務教育学校への期待が大きいこと、整備する敷地は大根小学校、中学校敷地を一体的に活用すること、そして、複合化を期待しているという旨の方向性をお示しいただきました。

次に、今後の取組予定になりますが、これは、資料5のロードマップのほうの方が分かりやすいと思いますので、そちらを御覧いただければと思います。

こちらの資料でございますが、横軸が時間、縦軸が取組の区分となっております。まず、本年8月頃までを目安といたしまして、懇話会の下部組織となります各部会からの意見聴取に取組ます。部会において出された御意見は、同月中に懇話会へ報告させていただきたいと考えております。

それを受け、懇話会において9月上旬を目安に提言書をまとめ、市に御提出いただき、提出された提言書につきましては、市の庁内検討会において関係課等で協議をさせていただきたいと考えて

おります。

学校整備推進担当では、提言書の内容を踏まえ10月下旬には整備構想案を作成いたしまして、教育委員会会議へ協議事項として上げさせていただきます。また、公共施設再配置本部会議、若しくは庁内検討委員会へ御報告、承認をいただいた上で、11月に予定しております政策会議に諮っていく予定で進めていきたいと考えております。

整備構想の政策決定をいただくことができましたら、懇話会に報告するとともに、市の内部的には、年明けの部長会議、そして議員連絡会で御報告し、さらには、パブリックコメントを経て年度内の策定を目指して進めていきたいという予定で進めております。

高橋市長

担当課からの説明が終わりましたが、御意見等ございますでしょうか。

小泉委員

先ほど説明がありました大根中学校区学校整備懇話会、今回、今年度6回行われたということですが、懇話会の雰囲気などはどんな感じだったのでしょうか。

教育部長

懇話会は、毎回とても良い雰囲気で行われていると感じております。参加いただく地域の方、保護者の方、先生方も協力的で活発に意見交換ができております。会のメンバーになっています学校の先生方も、自分の考えをアウトプットできる場として非常に良い効果があるのではないかと感じているところでございます。

牛田委員

今回の学校整備に当たっては、ハード面での考え方のベースの1つに、秦野市公共施設再配置計画があったと思います。この考え方によりますと、老朽化した公共施設を更新する際には、施設の機能を集約して面積をできるだけ削減していく、そして、そのことによってランニングコストを極力押さえ込んでいく、こんな基本方針が示されていたと思いますが、そのような考え方でよろしいでしょうか。

行政経営課長

それでは、公共施設再配置計画のお話でございます。この計画では、御紹介いただきましたとおり、今後の人口減少などの状況を見据えて、公共施設サービスを持続可能なものとしていくため

に、施設機能の複合化などを進めまして面積を削減し、コストの削減につなげていくといった考え方でございます。

ハード面から考えますと、そうした市全体での持続可能性という点も考慮に入れておく必要があると考えておりますけれども、施設の規模を縮小しつつも市民サービスの質は充実させていくといった縮充という考え方もございます。

また、懇話会の中で基調講演をしていただきました、第3回懇話会での千葉工業大学の倉斗先生、あるいは第5回懇話会での筑波大学の丹間先生のお話などを踏まえますと、施設を更新する機会に十分な検討を重ねることで、学校や地域にとってより良い施設整備につなげることができるのではないかと考えております。

内田委員

今、お話しいただいたように、公共施設再配置の考え方ですね。市の財務状況とか現況を踏まえれば十分理解できることですが、そういったことだけで考えますと、極めて現実的な視点での施設整備という視点もあると思います。

報告資料を見ている限りでは、地域との懇話会では前向きな意見が交換され、展開されて方向性が示されていると感じているわけですが、そういった中で、財務部も含めた公共施設再配置という視点を含めた形で十分な意見交換がなされているのかどうか。そういったところ、もう少し突っ込んだところのお話を聞かせていただけるとありがたいと思います。

学校整備推進担当
課長

内田委員の御質問にもありましたとおり、我々といましては、経費削減、規模縮小といったことを前提とした、いわゆる統廃合という視点ではなく、子どもたちが生きる未来を見据えた学びを実現するために必要な施設、機能が何なのかというような姿勢で意見交換を実施してまいりました。

その中では、今お話にもありましたが、公共施設再配置の考え方等については、各懇話会の会議の中でも、レクといった形で行政経営課長にも出席していただいて、説明しながら進めてきたところがございます。

教育分野といましては、教育施策の実施による希望ある将来像、子どもファーストも意識しまして、整備する施設が新たな学習スタイルに対応し、地域との多世代交流といったことも含めた生涯学習、地域コミュニティの拠点にもなることを目標としている取組であるということが地域の方に認識していただきました。こういったことができたことが、このような意見交換につな

がってきていると考えております。

小泉委員

適切かつ丁寧な説明のもと意見交換を行ってきている感じが伝わってくるのですけれども、資料5のスケジュール内の部会の取組としての本年の4月、5月に「手法等の検討」とありますが、具体的にどのような現状でしょうか。

学校整備推進担当
課長

懇話会の下部組織となります部会としては、大きく4つのカテゴリーに分けて検討を進め、意見聴取をしていきたいと考えております。その1つが子ども部会、そして保護者部会、教職員部会、地域部会、こちらを対象に意見を伺っていきたいと考えております。

意見聴取の方法につきましては、できれば直接対面させていただいての意見交換が望ましいところではございますが、そのような場を常に設けて、対象の方々に集まっていただくのもなかなか難しい現状がございます。特に、保護者、そして地域の皆様方ですと、参集が非常に難しく、また対象の規模も大きいことを踏まえ、保護者の皆さんですと、授業参観日であったり保護者会の日程の中に意見聴取の時間を組み込んでいただくというようなことをしています。また、例えば地域であれば、地区の自治会連合会の会合であるとか地域の社会福祉協議会などにお伺いして、御説明や意見聴取を行っていき、さらには、アンケート調査などを併用しながら広く意見を伺っていく形で、今検討を進めているところでございます。

大屋委員

先ほど御説明いただいたところとつながるかと思っておりますけれども、現状において、施設の規模感や複合化機能についておおよそ想定できていることはあるのでしょうか、お聞かせください。

学校整備推進担当
課長

令和6年度中の懇話会の意見交換で、3校を一体的に整備するとともに、公共施設機能の複合化についても期待している旨の方向性をお示しいただいているところです。

本年度上半期に、まさにどのような施設にしていくのかということをもとに具体的に検討いたしまして、部会を含めた懇話会からの提言を踏まえ、整備構想の策定につなげていきたいという考えでおります。

また、整備構想の策定に当たりましては、コンサルティング会社と委託契約を現在しており、他市町の学校施設における実績、

専門家のアドバイス等を受けるなどしながら、地域からの提言の内容、そして、本市の財政状況等を踏まえながら策定していくことになろうかと思っております。

小泉委員

これから、校舎等の老朽化に伴って複合化やデザインなどの検討が必要になってくると思いますけれども、通常の組織ではなく、これまでの総合教育会議の中でも色々説明していただきましたが、むしろソフト面を先に進めていくことで、皆様、好意的な御意見になっているかという思いがします。

資料4の3ページにある検討事項、意見交換の結果などを確認させていただくと、良い方向に向かっているのかなという感じがしますので、これからも、保護者の方々や地域の方々と、丁寧に説明していただいて、子どもたちにとって明るい未来になるように、よろしく願いいたします。

佐藤教育長

計画が進まない事例を分析しますと、計画ありきで市民や保護者、先生方の声も届いていないというような報道がとても多いです。本市では、小泉委員からも御意見をいただきましたように、子どもファーストの視点を大切にしてきたこと、これまでの総合教育会議でも、高橋市長から丁寧な議論をという御助言をいただいておりますので、昨日、ひろはたこども園の保護者会に出向き、担当課長が丁寧に、もう何回目ですか、かなりの回数、説明に行ってくれています。

そういった努力があつて、先ほど教育部長から説明がありましたが、非常に良い雰囲気が進んでいるかと私たちも思っております。

大屋委員

私は、昨年10月からこの教育委員として参加させていただいておりますので、わからないところもあるのですが、既にそのような取組がなされているのであれば申し訳ないところでありますが、新しい学校がどのように運営されて、学校の中にある様々な諸問題が、こうすると解決できますみたいなものがあると、新しい学校への期待感も出てくるかと思っております。

そういったものがこれまでに示されているのかがわかればというところですが、そういうものがあると、私も目の前が明るくなっていくような気がしますので、お願いいたします。

高橋市長

大屋委員から、ソフト面についての御意見ということで、そろ

そろハード面からソフト面へテーマを移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

高橋市長

それでは、義務教育学校モデル校の取組等について、担当課から説明をお願いします。

教育研究所長

資料6を御覧ください。

今年度の義務教育学校研究モデル校については、昨年度に引き続き、大根、北、東の3地区で取り組んでおります。項番2にありますように、学力の向上や特別支援教育の充実、いじめ・不登校対策といった視点で研究を進めているところです。

なお、これらの取組を進めるために、項番3にありますように、教育委員会としても人的または費用面からの支援を行っており、特に北地区、東地区には、(2)の県費による接続コーディネーターとして校長経験者を配置し、義務教育学校という視点から、小学校と中学校をつなぐ連絡調整等の役割を果たしてもらうこととしております。

2ページ目、項番4を御覧ください。今後の流れとしまして、様々な場面での情報共有や教職員等による義務教育学校視察を行うとともに、引き続き、学校運営協議会等を通じて義務教育学校設置に向けた議論を深め、その可能性を探っていくこととしております。

これまでの学校運営協議会での意見からは、義務教育学校の設置に向けた取組に期待する声が多く聞かれる状況となっております。

内田委員

資料6の裏面に3つの類型が図面に記されていますけれども、この3類型から可能性を探っていくといったことでよろしいでしょうか。

教育研究所長

この3つは、改正学校教育法に示されております3つの類型を記載しているものとなります。ただし、③の連携型小学校・中学校については、複数の設置者となるため、地方において2つの町で1つの学校をつくるような場合、例でいいますと、本市では2市の清掃工場がありますが、そのような形をイメージしているものが③になります。

佐藤教育長

少し補足させていただきます。秦野市の場合は、③は、他の市と両方で設置するという事は現実的ではないと思います。本市が目指すものは、つまり、内田委員の御質問で言いますと①か②ということになると思います。

①の義務教育学校については、先ほど議論いただきました大根地区のように施設一体型でつくる場合と、教育研究所の説明の中で東と北の中学校区というお話がありました。ここは小中学校が、御存じのように隣接しているため進めやすいのではないかとということで、①の形が目指すべき方向ではないかと私たちは考えています。

ただ、西中学校区では、1中3小に加え、上小学校がありますので、校舎を一体化することがもしあったとしても、かなり先になるのではと考えています。そうした場合には、現実的には②の併設型小学校・中学校ということで、こういった形で一貫型小中学校という位置付けになるかと思っております。

大屋委員

御説明ありがとうございます。この3つの類型がある中で、①義務教育学校を推し進めていきたい理由と、結果としてもたらされる効果などが懇話会を中心に今後広がっていき、最終的に、この地域の方々だったり、市民全体に広がっていくということで、恐らくはその途中段階にあるものだと感じておりますが、今後、その過程がどのように進んでいくのかといった観点で、先ほどの資料4の項番3、今後の流れに解説してあると良いかと思いました。

内田委員

資料を拝見して、全国で238校設立されて、また、他の自治体で既に取り組んでいる学校があると思うのですがけれども、これまでに視察に行かれていますので、そういったところでのメリットや解決すべき課題を踏まえて、こういったものがあるみたいなことがわかるとよいかと感じます。

また、資料6の項番1にも先行事例が示されていますので、こういったものをしっかり説明していく必要があるのではないかと考えた次第です。

教育部長

内田委員の御意見のとおり、成果や課題などの取組の特色は、何度も丁寧に説明していく必要があると感じております。特に、保護者の方や地域の方々には、時間をかけて理解していただく必要

があると思っております。

牛田委員

先ほど教育研究所長から、義務教育学校モデル校の取組について御説明がありました。そこで2点ばかりお尋ねですが、このモデル校に対しての取組が目指すものは何なのかということが1点。もう1つは、その先の義務教育学校設立の要件があるのであれば、どういったものなのか。その点についてお伺いしたいと思います。

教育研究所長

まず、これまでの先進事例の視察につきましては、令和4年度につくば市立みどりの学園義務教育学校をはじめとしまして、全国7か所に実施してまいりました。

先ほどの資料6の項番1を御覧ください。国の事例集に記載された成果以外に、視察で実際に感じたものとして、(3)の異学年交流と(4)の特別支援教育の充実の2つは、本市の地域性や新たな教育課題への対応として重視すべき取組と位置付けております。

後ほど、報徳サミットの活動でも報告があると思いますが、モデル校の東中学校では、小学校6年生から中学校3年生が一体となった合唱に取り組む予定です。

さらに、2つ目の質問にございました設立の要件としましては、条例改正も伴いますので、まずは、国が示す適正規模として1学年3クラス以下であること、そして、地域、保護者の理解も重要であると判断しております。先進事例の視察を見ましても、児童生徒数が適正規模を大きく超える学校では、学校運営に苦労している様子もあったように報告を受けております。

牛田委員

これまでの議論を通じての総合的な感想になるのですが、私も、教育大綱素案の基本方針の(3)に「子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を支える教育環境を整備します」とあります。このことと深くかかわる内容が、今説明がありましたソフト面の充実であろうかと思えます。

そして、先ほど説明がありました学校整備指針は、ハード面での未来像についての話がありましたけれども、この双方の最良の取り合わせが、義務教育学校の目指すところと重なってくるような感想を持ったのですね。

ですので、これからもより良い未来の学び舎づくりに向けて幅広く議論を積み重ねていって、その結果として、先ほど教育長も

お話がありましたけれども、子どもたちにとってより良い学び舎づくり、そういった環境づくりに向けた努力をしていってほしいと思います。

高橋市長

私からも1点よろしいでしょうか。説明の中で義務教育学校のモデル校を大根中学校区、北中学校区、東中学校区の7校で実施しているということですが、現在、小学校と中学校で給食の提供方法が異なっておりますが、この3地区それぞれ、将来の学校給食の展望をどのように考えているのか、お聞かせいただけますか。

学校教育課長

現在、小学校では全校で自校調理方式、また、中学校は学校給食センターからの配送方式という形をとっております。また、現在の給食センターでの調理可能食数は最大で4,500食という状況になってございます。

今後、生徒数の減少に合わせて給食センターでの調理食数には余裕が生じてまいります。大根中学校区のような施設一体型の義務教育学校ができ上がったときには、その学校に給食調理室は設置せず、センターからの配送方式にすることで検討はしてございます。

また、北や東中学校区のような隣接型につきましては、給食調理室の状況、給食センターの調理食数の余裕を見ながら、センターからの配送方式を視野に入れて検討していくことが必要になってくるのではないかと考えているところです。

高橋市長

義務教育学校は、給食だけではなく、学区の編成とか通学路、色々な影響を視野に入れて検討を重ねていく必要があると思います。オール秦野で着実に取組を進めていただければと思います。

その他何かございますでしょうか。よろしいですか。

(特になし)

それでは、こちらのテーマは、昨年度から続いている秦野市の重要な取組であると思いますので、今後も継続的に議論していくことといたしまして、本日はここまでにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

高橋市長

【議題（２）ア 学校における働き方改革の現状について】

それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項は、学校における働き方の現状についてと報徳サミットについての2件になります。

まずは、学校における働き方改革の現状について、担当課から説明をお願いします。

教職員課長

資料7「子どもと向き合う時間の確保に向けて」を御覧ください。

校務支援システムでの出退勤時間管理の令和6年度の小中学校教職員時間外在校等時間の集計結果を踏まえて御報告します。

項番1（1）は令和6年度中に1か月の平均時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合を示しております。この45時間というのは、文部科学省が1か月の時間外在校等時間の上限の目安として設定している数値となります。

（2）は1人当たりの1か月の平均時間外在校等時間となります。中学校では調査開始後初めて、上限の目安となっている45時間を下回っております。

項番2を御覧ください。こちらは目安としている1か月の平均時間外在校等時間が45時間を超える職員の延べ人数を示しており、小中学校とも令和元年度と比べ大きく減少しています。

一方、2ページ、項番3（2）課題の部分にありますように、1年間の上限目標となる時間外在校等時間が360時間とされているのですけれども、それをはるかに超えて720時間以上となっている教職員が103名確認されております。

こうした課題に対して、今後については、民間のコンサルタント等を活用した研修会を検討するなど、引き続き、学校現場と一体となって教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めてまいります。

高橋市長

担当課からの説明が終わりましたが、皆様から御意見、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

牛田委員

資料説明ありがとうございました。私はこの資料にかかわるところでは、以前の教育委員会議等で話題にさせていただきましたけれども、秦野市による様々な働き方改革の推進もあって、この

ように統計的に、数量的に改善が図られたことはとても良いことだと感じています。

ただ、この改善が、この資料の表題にもあるとおり、子どもと向き合う時間の確保にどのようにつながっていくかについては、また別の見立てが必要であると思います。ただ、この改善によって、教職員にゆとりが生まれ、結果として、子どもと向き合える時間が増えていくことを期待している一人です。

その上で、1つ私が気になったのは、先ほど担当課長からも取り上げていただきましたけれども、項番3の(2)現状における課題を聞いて、とても驚きました。単純に時間外在校等時間の720時間を年間授業日数200日で割ると1日当たり3.6時間、そして、土日を含めて1年間約360日で計算した場合でも1日2時間という数字で、これはとても驚くべき数字ではないかと思います。

以前、このことに触れさせていただいた時に、時間外在校等時間が多い教職員は、毎年同じような教職員になる傾向があるというようなお話があったことを記憶しています。やはり、これは1つ、本人の習性とまでは言わないけれども、本人の意識の問題というところが大きく影響してくるのでしょうか。少し気になったので、お尋ねしたいと思います。

教職員課長

毎月、時間外在校等時間が100時間を超えた職員については、学校から報告を受けております。その中で、やはり同じ職員が毎月報告として上がってくる傾向が見られます。そうした職員につきましては、校長先生が面談をして、健康状態、勤務状況、改善の見通しを把握するとともに、校長先生から改善のための助言をさせていただいているところです。

佐藤教育長

補足してもよろしいでしょうか。

実は、今日の午前中も、教職員課長とある学校へ行ってきたのですけれども、やはり学校によって文化というものが非常にあり、校長も苦慮しているところがあります。ただ、この状況は労務管理上のものとなるため、本当に看過できない状況ですし、今週報道があったので、香川県高松市で、その状態を放置していたが故に、学校長の責任、県教育委員会の責任が問われたという判例も出ています。我々、産業医からは厳しく御指摘いただいていますから、しっかりやっていかなければいけないと思っています。

ただ、ここ2～3年を見ますと、先ほど教職員課長からも話がありましたが、面談すると、特に若年層の先生方は状況が変わっ

てきているようなので、少なからず効果はありますから、こういった取組を粘り強くやっていくとともに、総合的な取組の中で、個々の在校等時間削減の取組を強化していく必要もあると思います。

いずれにしましても、今後も学校と協力して進めていきたいと考えています。

小泉委員

先生方は、大変お忙しい中、様々な工夫をされながら日々生活されているのだろうと想像しておりますけれども、以前、学校サポーターの力をお借りするとか、ICTを活用したり、また、部活動の見直しをしたりということで、少しずつ改善方向に向かっていくことはとても良いことだと思いました。

ただ、教材研究とか学校事務とか、先生でなければできない仕事はたくさんあると思うのですけれども、そんな中で、在校等時間を短くというところだけに焦点を当ててしまうと、結局、家に持ち帰ってされる先生もいるかもしれないので、その辺は、理想とすれば校内で仕事が終わるのが良いことだと思うのですけれども、そういった観点からも、この資料の中に「長時間勤務の弊害が職員に理解されないまま、時間外在校等時間の削減だけが焦点化されることにより様々な課題が生じる懸念もあることから…」という部分があるのですが、ここがすごく大事だと思います。

熱心な先生は、子どもたちにも一生懸命時間を費やしてくださるのであるけれども、それをしていて、今度、別の意味でしわ寄せが来る部分もあるので、その辺の時間をとれるかが大変難しいとは思っております。

内田委員

私だけかもしれませんが、説明していただいた資料のタイトルが「子どもと向き合う時間の確保に向けて」となっていますが、この表記が中身と合っていないのではないかと感じました。子どもと向き合う時間を確保するというのであれば、具体的に、教室で授業を行っている時間とかクラブ活動、あるいは児童生徒一人ひとりと面談する時間をどう確保していくのか、どう工夫していくのか、どう増やしていくのかというところの報告なのかなという印象を持って中身を見ていくと、実は、そうではなくて、逆に労働時間を減らしていくとなっています。様々な学校業務がある中で、時間を減らせば、おのずとそのしわ寄せが、逆に子どもと向き合う時間の削減にもなってしまうのではないかと印象を受けた次第であります。もう少しうまく表現できると

良いと思いました。

佐藤教育長

本当に厳しい御意見ですけれども、そのとおりだと私も思いました。先ほど少し言いかけたのですが、実は、このところ園長・校長会の第2部でマネジメントの研修会をやっている、各学校で文化があるというお話をしましたが、校長先生方でグループディスカッションをしていただいて、どうやったら今の業務を削減できるのかということをお互いに、当然、指導主事も入ってグループディスカッションをしています。

ですから、そういう中身の部分を大事にしていきたいと思っていますので、「多忙化解消」という言葉で説明すると、必ず出るのが「先生だけ忙しいのか」という御指摘も、議会等でも外部の中でも言われることがあります。内田委員や小泉委員が言われたように、本筋から外れていますから、減らすことだけに力点が置かれているような中身になっていましたので、次回から中身を工夫して対応したいと思いました。

大屋委員

逆に、この資料を生かしていくのであればということですが、ここに記載がない削減した時間の何をどのように減らしたかということがあると、非常に良いと思いました。

私もそうですけれども、多くの民間企業では、今、就業時間を遵守して残業させないルールづくりが徹底されていると思います。先ほど教育長からあったとおりだと思います。

労務管理者という立場であれば、社員を退社させないといけないというのが現状にあります。そのことによって仕事の質が上がるかということが本来問われなければいけない部分であると思いますが、減らした効果によって仕事の質が上がりましたと言えるようなものでなければいけないし、資料でないといけないと感じております。

高橋市長

私も、大屋委員のおっしゃった意見と同じ考えでございます。時間外が削減されました、子どもと向き合える時間が増えました、そういうだけでは途中段階ということで、労務管理上の時間外の削減も重要ですが、その先に、時間外が削減され、先生方が本来業務の教育に注力できるようになった、さらには、それが教育水準の改善・向上につながる、結果として全国学力・学習状況調査の数字も良くなっていくところにつながると、効果が出ていると言えるかと思えます。

佐藤教育長

市長から、本来業務への注力という本当にありがたいお言葉をいただきました。私も教職員の多忙化解消ではなく、子どもと向き合う時間の確保が、学びの質を高めることにつながっていくための取組だと思っています。現場では色々な取組が進んでいまして、そのあたり、学力向上を所管している教育指導課長は、3月まで市内有数の大規模校となる南小学校で勤務しておりましたので、現地・現場主義の観点から、最近の学校の変化について少し報告してもらったらと思いますが、いかがでしょうか。

教育指導課長

私が3月まで所属しておりました南小学校は、今年度も児童数1,016名、職員56名ということで、県内でも有数の大規模校です。ですが、先生方の働き方は変わってきており、市全体でも、全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校は改善してきております。南小学校というより、市全体で先生方が取り組んできた成果であると思います。

小学校の先生は、基本、教科担任制ではないので、常に授業をやっている状態で、授業を改善する時間がなかなか取れない。そうすると放課後にやらざるを得ません。それがきちんと仕事時間内で行えるようになってきているということです。

もっと言うと、余白とかゆとりの部分がないと、先生は授業改善することができませんので、目の前のことに手いっぱいの中で、いじめとか不登校の対応をしているのが現状です。

いじめや不登校に対応するための子どもと向き合う時間が確保できていれば、いじめや不登校が減るというのが成果指標になるのではないかと考えていますし、全国的にも不登校が増加する中で、本市が減ってきているのも、各校の努力であり成果であると感じております。

小泉委員

今、教育指導課長のお話を聞いて、日ごろの先生方の御努力に感謝申し上げます。

感想になるかと思うのですが、先ほど学校サポーターを話題にしましたが、更なる増員ができれば少しゆとりが出てくるのかなとか、または年間を通し計画的にサポーターの方々の力をお借りして、そのシステムが常態化し、先生のゆとりにつながるようになると良いと思います。

時間のゆとりはもちろんですけれども、先生方の心のゆとりが、子どもたちへ向かう気持ちを変える。ゆとりがあると、子どもた

ちにもゆったりした気持ちで対応することができると思いますので、まずは時間の削減というところが第一歩であると思います。

教職員課長

様々な御意見をいただきましてありがとうございました。資料として、時間外在校等時間が削減されたことに力点を置いたものになっていると感じました。いただいた御意見を踏まえまして、再度分析、検証していきたいと思っております。

高橋市長

次回の総合教育会議で学校業務改善推進方針の策定に関する報告を予定しておりますので、教育委員の皆様の御意見を踏まえて、教職員の働き方改革に向けた取組をその中で示していただければと思います。

時間もありますので、報告事項2点目の報徳サミットについてに移りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

【議題（2）イ 報徳サミットについて】

高橋市長

それでは、報告事項の2つ目、報徳サミットについて、担当課から説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、資料8を御覧ください。

第30回全国報徳サミット秦野市大会は、市制施行70周年記念事業として、10月31日金曜日、11月1日土曜日の日程でメタックス体育館はだのメインアリーナで、市内外からの参加者600名を迎えて開催いたします。

1日目の10月31日金曜日は、全国報徳研究市町村協議会に加盟している17の市町村の首長や議長などの関係者が集まり、市内の視察、総会、交換会を開催いたします。また、11月1日土曜日のサミット当日は、歓迎アトラクション、子どもたちの学習発表、基調講演、パネルディスカッション、大会宣言決議などが行われます。

教育委員の皆様には、1日目の交換会、2日目のサミットへの御出席を依頼いたしますので、よろしく願いいたします。

資料9を御覧ください。

こちらの資料は、サミット開催までに実施いたします講座の開催、映画上映、市民のバスツアー、小中学校の学習等の事業計画を記載しております。関係機関、関係各課等に御協力いただきな

がら、様々な事業を展開し、報徳の教えを広め、サミット開催に向けた機運醸成に努めていきたいと考えております。

高橋市長

担当課からの説明が終わりましたが、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小泉委員

今のお話をお伺いして、報徳サミットは、秦野市を全国の都市に知っていただける良い機会だと思いました。様々なブースが設けられていて、実行委員をはじめ皆様方の工夫やアイデアが散りばめられていると感じましたので、秦野らしさを出して、秦野の魅力を大いに発信できるよう御準備いただいていることを大変うれしく思い、楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

牛田委員

私もこの報徳サミットの実行委員会に参加させていただいておりますが、初めてこの資料9の事業計画を拝見した時に、これだけたくさん事業をほぼ通年で展開されていることに、とても驚きました。これら報徳サミットに係る様々な取組や事業を通じて、子どもたちはもちろんですが、市民の方々にも広く報徳仕法が理解されて、そして、そのことによって、より良く生きていく、それを術として何か身につけられていくと良いかと思ったりしています。

この報徳仕法が、今回のイベントを通じて記憶に残って、そして、それが将来の子どもたちのより良い生き方や、生きていくための力になっていけば良いと感じているところです。

加えて、先日開催された実行委員会で、サミットの最後に予定されている「報徳宣言」について、秦野市教育委員会の事業でもある「未来づくり会議」で、この報徳宣言についても検討してみてもどうかという提案もありました。ぜひ新たな取組としてチャレンジして欲しいと思っています。

大屋委員

私も、前回の平成25年度の第19回報徳サミット秦野市大会に実行委員として参加させていただきました。また、昨年、桜川市で開催された報徳サミットも参加させていただいたのですが、印象とすると、かなりブラッシュアップされたというか非常に分かりやすい内容になったなという印象がございました。

先ほど内田委員からあった報徳宣言の未来づくり会議で検討というのも、非常に素晴らしいことであると思っています。ここに

携わる子どももそうですが、一人ひとりが、この報徳仕法に少しでも向き合っていくことがこの機会を通じてできると、本当に今後につながるようになるし、良い未来が開けるのではないかと感じております。この11月の報徳サミットに非常に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長

委員の皆様、色々と御意見ありがとうございました。毎年、開催されます自治体において実行委員会を立ち上げておまして、各自自治体のらしさが出ており、また、様々なカラーを感じているところでございます。

今回、秦野市においては、大屋委員にも桜川市大会に見に行ってくださいましたし、若者の代表である学生団体のE4にも実行委員会に御参加いただいております。このことは前回の秦野市大会にはなかったことでございます。

また、学校の取組の中でも、資料9の13番目でございます南小学校では、講師との打ち合わせで、前回にはない昔の道具を使った授業はどうだろうかという御紹介のアイデアがあったり、東中学校の学習では、東海大学やソフトバンクなどの皆様と連携する事業があります。また、こちらは資料の中では21番に関係するところになるのですが、東小学校6年生から東中学校3年生までの児童生徒が、秦野市合唱連盟と一緒に「丹沢讃歌」を練習して発表したり、23番の北中学校の取組になりますが、インクルーシブの部活ということで、野菜の栽培に取り組み、育てた野菜を当日活用したり、はだのふるさと科にも通ずるような本市の様々な地域特性を打ち出せると思っております。

そのあたり、ふるさと科を所管する教育研究所から、補足があればお願いいたします。

教育研究所長

先ほど大屋委員から期待しているというお話もいただきましたが、教育研究所では、E4の発案を現実化するようなコンセプトで考えるよう教育長から助言をいただいております。今回の報徳サミットも、秦野プライドを醸成する秦野ふるさと科の取組として定着するよう、各校と意見交換をしているところです。

一例ですが、義務教育学校のモデル校の東中学校と東小学校では、先ほど生涯学習課長からもお話がありましたが、小学6年生の音楽の先生が指導しまして、この日に「丹沢讃歌」を合唱連盟の皆様と一緒に歌い、歓迎の気持ちを表すというような特色ある教育活動も検討しているところです。

先ほど小泉委員から意見がありましたが、秦野らしさを出していきたいと考えておりまして、その基本コンセプトは、E4の皆様ということになります。

高橋市長

前回の報徳サミットは平成25年度に開催されましたけれども、この第19回秦野市大会「ふるさとから学ぶ活気あふれるまちづくり・ひとづくり」をテーマとして、秦野市で初めて開催したということで、二宮尊徳ゆかりの人物である安居院庄七と草山貞胤をはじめ、たばこ耕作、そして日本で最初の陶管水道事業など、先人から受け継いだ財産を大切にしながら、ふるさと秦野の魅力を全国にしっかり発信できたのではないかと思います。

また、当時は東日本大震災から2年以上が経過したところで、全国報徳研究市町村協議会に加盟している福島県の相馬市とか南相馬市、大熊町、浪江町、飯舘村が、被災地として震災からの復興に向けて懸命に復興作業に取り組んでこられたところから、被災地の復興を支援するとともに、自分が生まれ育ったふるさとに引き継がれるよう、先人たちの英知から学び、未来を担う者が希望を持てるよう、そんな大会だったと報告を受けております。

今回は、市制施行70周年記念事業として未来につなぐことに力を入れている事業になります。さらに良いものになるよう尽力していきたいと思っております。

その他はいかがでしょうか。

(特になし)

高橋市長

特にないようでしたら、本日の会議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

—異議なし—

高橋市長

それでは、長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。大変お疲れさまでした。

以上をもちまして、本年度第1回総合教育会議を終了いたします。

本日は大変ありがとうございました。